

地方公共団体に取り組む国土強靱化施策を 支援対象とする関係省庁の交付金・補助金 メニューリスト (やりたいことから探すリスト)

令和6年7月
内閣官房国土強靱化推進室

【本資料について】

本資料は、地方公共団体が国土強靱化施策に取り組む際に、活用可能な交付金・補助金を容易に検索できるようにするために作成したものです。国土強靱化関係予算に位置付けられている交付金・補助金のうち、市町村が事業主体に含まれるものを対象として収録しています。各地域の国土強靱化の取組を一層促進するためにご活用ください。

※事業制度の詳細については、各所管府省庁に個別にお問い合わせください。

※地方単独で行う国土強靱化施策については、地方債（緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債）を活用できる場合があります。詳細については別紙をご覧ください。

※民間事業者等を対象とした支援については、「民間の強靱化の取組のための国・都道府県の支援施策集」をご覧ください。

(URL) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/sisakushu/index.html

目次

（１）防災施設を整備したい

- [河道の掘削等による浸水対策をしたい](#)
- [公共施設用地や民地に貯留浸透施設を整備したい](#)
- [市街地の浸水対策として、雨水貯留施設や雨水管を整備したい](#)
- [がけ崩れ防止施設を整備したい](#)
- [海岸堤防・護岸等の耐震性能調査を行いたい](#)
- [海岸堤防・護岸等の耐震対策を行いたい](#)
- [津波・高潮被害に備えて海岸堤防のかさ上げ、改良をしたい](#)
- [災害に強い港湾施設を整備したい](#)
- [流通拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい](#)
- [生産拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい](#)
- [安全が確保されていない漁港について、耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい](#)
- [漁港の安全性の向上を図るため漁港施設の機能を増進したい](#)
- [高波に備え、漁港海岸の海岸保全施設を整備したい](#)
- [農地海岸における海岸堤防の地震・津波対策をしたい](#)
- [防災重点農業用ため池の改修工事をしたい](#)
- [農業集落の浸水対策として、雨水排水施設を整備したい](#)
- [農業集落内で防災施設を整備したい](#)

（２）避難所・避難路等を整備したい

- [避難所となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入したい](#)
- [公立学校施設の屋内運動場に空調設備を設置したい](#)
- [防災拠点を形成したい](#)
- [防災公園を整備したい](#)
- [避難路を整備したい](#)
- [避難場所を整備したい](#)
- [避難場所に通信設備を整備したい](#)
- [避難場所に防災井戸を整備したい](#)
- [退避壕・退避舎を整備したい](#)
- [津波避難施設を整備したい](#)
- [防災機能を有した緑地を整備したい](#)
- [漁港周辺で、漁業者等が津波から迅速に避難するための施設を整備したい](#)
- [農山漁村において、避難所としても利用可能な農林水産物販売施設、地域間交流拠点等を整備したい](#)
- [国立公園等の避難路・避難所等を改修したい](#)

（３）災害対応力を強化したい

- [耐震性貯水槽を整備したい](#)
- [常備消防・緊急消防援助隊の強化のため消防車両・装備資機材を充実させたい](#)
- [消防団の災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等を充実させたい](#)
- [標準仕様に準拠した消防指令システムを全国に普及したい](#)
- [備蓄倉庫を整備したい](#)
- [災害廃棄物処理計画を策定したい](#)
- [災害後の復旧復興の円滑化のため、事前に土地境界を明確化したい](#)
- [地域の持続可能な除排雪体制を整備し、除排雪作業中の死傷事故を防止したい](#)
- [停電時においても漁業生産活動を継続したい](#)
- [バイオマスプラントの再生可能エネルギーを利用して、災害時対応用のスマートフォン充電設備等を整備したい](#)
- [「田んぼダム」に取り組みたい](#)
- [農業集落内で防火施設を整備したい](#)
- [農業集落内で防災情報伝達施設を整備したい](#)
- [農山漁村コミュニティを活性化したい](#)
- [農業、農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地域における共同活動を継続的に実施したい](#)
- [森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて森林病虫害等による被害を抑制したい](#)
- [森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林等の森林整備を実施したい](#)
- [洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップを作成したい](#)
- [河川情報を提供するための情報基盤を整備したい](#)
- [内水浸水想定区域図を作成したい](#)
- [内水ハザードマップの作成や、計測機器の設置などの避難行動に資する情報・基盤整備をしたい](#)
- [雨水総合管理計画を策定したい](#)
- [津波災害（特別）警戒区域図やハザードマップを作成したい](#)
- [高潮浸水想定区域図やハザードマップを作成したい](#)
- [漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等を防止するため漂流・漂着物等の回収・処理等をしたい](#)

（４）交通ネットワークを強靱化したい

- [災害に強い多重型道路ネットワークを形成したい](#)
- [緊急輸送道路沿いの老朽建築物を更新したい](#)
- [災害時に避難経路として活用できるよう、駅周辺の歩行空間を整備したい](#)
- [地域経済や防災力を高める道路ネットワークを構築したい](#)
- [農道の整備をしたい](#)
- [林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい](#)
- [災害発生後に経済活動を機能不全に陥らせないため、海上輸送拠点を整備したい](#)

（５）生活空間を強靱化したい

- 狭あい道路の解消（拡幅等整備）を促進したい
- 密集住宅地を解消したい
- 密集市街地内の老朽建築物の建て替えを促進したい
- 公営住宅を耐震化したい
- 危険な空き家の除却を促進したい
- 災害の危険性がある区域に存在する住宅を移転したい
- 災害が発生した地域や災害のおそれのある区域の集落について、集団移転を行いたい
- 宅地の液状化による変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい
- 宅地の液状化対策工事を推進させたい
- 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい
- 大規模盛土造成地の対策工事を推進させたい
- エレベーターの地震対策をしたい
- 学校施設の非構造部材を耐震化したい
- 保育所等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策及びブロック塀等対策）をしたい
- 浄化槽の設置を促進したい
- 公共浄化槽等を整備したい
- ケーブルテレビの耐災害性を強化するため、光化したい
- 災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備・更新をしたい
- 卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい
- 農業集落内の道路を整備したい
- 農業集落内の公共施設を耐震化したい
- 農業用ハウスに対する近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を強化したい
- 野生鳥獣の侵入防止柵を整備して農地を保全したい

（６）文化財を強靱化したい

- 国宝・重要文化財建造物の保存修理を行いたい
- 国宝・重要文化財建造物の耐震診断をしたい
- 国宝・重要文化財建造物の防災施設や設備を整備したい
- 伝建地区の防災対策を行いたい
- 史跡の保全対策をしたい
- 土器等の遺跡出土品の保存対策、保存修理を行いたい

（７）長寿命化を図りたい

- 老朽化した学校施設を長寿命化したい
- 農業水利施設の補修・更新を行いたい
- 小規模な農業水利施設のきめ細かな補修・更新を行いたい
- 国立公園施設の長寿命化を図りたい
- 林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい
- 卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい

（８）上下水道等を強靱化したい

- 水道施設を耐震化したい
- 水道施設の土砂災害対策、停電対策、浸水被害対策をしたい
- 下水道施設を耐震化したい
- 下水道施設を計画的に改築するため、ストックマネジメント計画を策定したい
- 下水道施設の老朽化対策をしたい
- 営農飲雑用水施設を耐震化したい
- 営農飲雑用水施設や農業集落排水施設に遠隔監視システムを整備したい
- 農業集落排水施設を耐震化したい

（別紙）地方債

- 緊急防災・減災事業債
- 緊急自然災害防止対策事業債
- 緊急浚渫推進事業債

（１）防災施設を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
河道の掘削等による浸水 対策をしたい	河道掘削、護 岸、放水路	国土交通省	防災・安全交付 金	広域河川改修事 業	地方公共団体	1/2 等	◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想 定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎指定区間内の一級河川又は二級河川 ◎総事業費が都市河川にあっては概ね24億円以上、その他河川は概ね 10億円以上 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が 要綱に定める基準以上 ○B/C＞1	(10)国土保 全	水管理・国 土保全局 治 水課	03-5253-8111 （内線35583）
	河道掘削、築 堤、放水路	国土交通省	防災・安全交付 金	総合流域防災事 業	地方公共団体	1/2 等	◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想 定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎指定区間内の一級河川又は二級河川、準用河川 ◎総事業費が一級・二級河川にあっては概ね50億円未満、準用河川は 概ね4億以上24億円未満 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が 要綱に定める基準以上 ○B/C＞1	(10)国土保 全	水管理・国 土保全局 治 水課	03-5253-8111 （内線35583）
公共施設用地や民地に貯 留浸透施設を整備したい	遊水地、貯留浸 透施設（1 級河 川、2 級河川の 流域内）	国土交通省	防災・安全交付 金	流域貯留浸透事 業	地方公共団体	1/3	◎通常の河道改修方式と比較して経済的であるもの ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想 定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎要綱に定める基準以上の貯留機能を持つこと	(10)国土保 全	水管理・国 土保全局 治 水課	03-5253-8111 （内線35583）
					民間事業者等 への間接補助	事業費の1/3を上 限とし、地方公共 団体が助成する額 の1/2				

（１）防災施設を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
市街地の浸水対策として、雨水貯留施設や雨水管を整備したい	公共下水道	国土交通省	下水道防災事業費補助	下水道床上浸水対策事業	地方公共団体	1/2 等	◎下水道床上浸水対策計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去概ね10 年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区 ・ 過去概ね10 年間に、延べ床上浸水被害戸数が50 戸以上、延べ浸水被害戸数が200 戸以上発生した地区 ・ 内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50 戸以上、浸水被害戸数が200 戸以上想定される地区	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
				事業間連携下水道事業	地方公共団体	1/2 等	◎事業間連携下水道事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎以下のいずれかに該当する地区 ・ 過去概ね10 年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25 戸以上発生した地区 ・ 内水氾濫により、市役所、要配慮者施設等の重要施設が浸水する恐れがある地区	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
				大規模雨水処理施設整備事業	地方公共団体	1/2 等	◎大規模雨水処理施設整備事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業のうち、以下の要件を満たす事業 ・ 事業の完了までに要する期間が概ね10 年以内 ・ 全体事業費が5 億円以上	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
			防災・安全交付金	下水道事業（下水道浸水被害軽減総合事業（下水道浸水被害軽減型））	地方公共団体	1/2 等	◎下水道浸水被害軽減総合支援計画（社会資本整備総合計画に記載）に位置付けられた事業であること ◎次のいずれかに該当すること ・ 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去の浸水実績や内水浸水被害の想定等、要綱に定める基準に該当する地区 ・ 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ・ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ・ 100mm/h 安心プランに登録された地区 ・ 特定都市河川流域に指定された地区 ・ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
がけ崩れ防止施設を整備したい	がけ崩れ対策	国土交通省	防災・安全交付金	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	1/2 等	◎「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの ◎がけ地の高さが5m以上であること ◎人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの ◎1箇所の事業費が600万円以上であること	(10)国土保全	砂防計画課	03-5253-8467

（１）防災施設を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
海岸堤防・護岸等の耐震性能調査を行いたい	海岸堤防・護岸	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備 交付金 防災・安全交付金	海岸事業（海岸 耐震対策緊急事 業）	海岸管理者	1/2等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区（背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署・病院等）がある地区等）を有し、以下のいずれかに該当すること ・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある海岸	(10)国土保全	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港 漁場整備部防 災漁村課 (国土交通省) 水管理・国土 保全局 海岸 室 港湾局 海 岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場 整備部防災漁村課) 03-3502-5304 【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
海岸堤防・護岸等の耐震対策を行いたい	海岸堤防・護岸	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備 交付金 防災・安全交付金	海岸事業（海岸 耐震対策緊急事 業）	海岸管理者	1/2等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区（背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署・病院等）がある地区等）を有し、緊急的な対策を要する海岸 ◎以下のいずれかに該当すること ・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ◎要綱に規定する海岸耐震対策緊急事業計画が策定されている地区であること ◎以下のいずれかに該当すること ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること	(10)国土保全	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港 漁場整備部防 災漁村課 (国土交通省) 水管理・国土 保全局 海岸 室 港湾局 海 岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場 整備部防災漁村課) 03-3502-5304 【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
津波・高潮被害に備えて海岸堤防のかさ上げ、改良をしたい	海岸堤防	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備 交付金 防災・安全交付金	海岸事業（高潮 対策事業）	海岸管理者	1/2 等	◎高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること ◎以下のいずれかに該当すること ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ◎防護面積、防護人口が5ha/km 以上又は50 人/km 以上（防護人口については、学校・福祉施設等の利用者と日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定） ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること	(10)国土保全	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港 漁場整備部防 災漁村課 (国土交通省) 水管理・国土 保全局 海岸 室 港湾局 海 岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場 整備部防災漁村課) 03-3502-5304 【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
災害に強い港湾施設を整備したい	防波堤、岸壁、臨港道路等	国土交通省	防災・安全交付金	港湾事業（港湾 改修事業）	地方公共団体 及び港湾法第4 条第1項の規定 による港務局	5/10 等	◎港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的として、港湾法第2条第5項に規定する（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は港湾施設用地）の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（既存施設の延命化のための改良であって、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、橋梁塗装を除く）。ただし、港湾施設用地のみの建設又は改良を行う事業、水深-7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。	(8)交通・物流	港湾局計画課	03-5253-8668
			港湾改修費補助	—	港湾管理者	5/10 等	◎一般公衆が利用する目的で港湾管理者が行う水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設を建設又は改良する事業	(8)交通・物流	港湾局計画課	03-5253-8668

（１）防災施設を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
流通拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省 （水産庁）	水産基盤整備事業 費補助	水産流通基盤整備事業	地方公共団体	5/10 等	◎1漁港当たり計画事業費が5億円を超えるもの ◎第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備等を行う事業（第2種漁港にあっては、利用漁船の実隻数による総数が200 隻程度以上若しくは属地陸揚量が3,000 トン程度以上の港勢を有するもの） ◎機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること	(9)農林水産	漁港漁場整備部 計画課	03-3502-8491
生産拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省 （水産庁）	水産基盤整備事業 費補助	水産生産基盤整備事業	地方公共団体	5/10 等	◎計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの ◎水産流通基盤整備事業を実施する漁港以外の漁港であって、1漁港当たりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの ◎次のいずれかの要件を満たすもの ・1漁港当たりの利用漁船の実隻数による総数が50 隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度への港勢への推移が確実に見込まれるもの ・1漁港当たりの陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの ◎機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること	(9)農林水産	漁港漁場整備部 計画課	03-3502-8491
安全が確保されていない漁港について、耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省 （水産庁）	水産基盤整備事業 費補助	漁港施設機能強化事業	地方公共団体	5/10 等	◎1地区当たりの計画事業費が5千万円以上20億円未満であること ◎近年の高潮、波高の増大等に対し、現況の施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況に係る規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じていること ◎近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設	(9)農林水産	漁港漁場整備部 計画課	03-3502-8491
漁港の安全性の向上を図るため漁港施設の機能を増進したい	漁港	農林水産省 （水産庁）	漁港機能増進事業	—	都道府県 市町村	5/10 等	◎計画事業費の上限は一事業につき3億円（海岸保全施設の改良を含む事業の場合は6億円）とする。また下限は一事業につき1000万円とする。 ◎水産基盤整備事業など関連する他事業との整合性を十分図るものとする。	(9)農林水産	漁港漁場整備部 計画課	03-6744-2387
高波に備え、漁港海岸の海岸保全施設を整備したい	漁港海岸の堤防、水門、陸間等	農林水産省 （水産庁）	海岸保全施設整備 事業費補助	高潮対策事業、 侵食対策事業等	海岸管理者	2/3等	◎以下の工事が対象（高潮対策事業、侵食対策事業の場合） ◎国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波波浪等による被害から守るため（高潮対策）又は貴重な国土を海岸侵食から守るため（侵食対策）海岸保全施設の新設・改良が必要な地域 ◎高潮・波浪・津波（高潮対策）又は侵食（侵食対策）による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上 等	(10)国土保全	漁港漁場整備部 防災漁村課	03-3502-5304
農地海岸における海岸堤防の地震・津波対策をしたい	農地海岸の堤防、水門、陸間等	農林水産省	海岸保全施設整備 事業費補助	農地保全に係る 津波対策緊急事業	海岸管理者	1/2 等	◎防護区域に市町村役場、警察署、消防署、病院等がある地区等を有すること ◎大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがある地域 ◎防護面積、防護人口が5ha/km 以上又は50 人/km 以上 ◎津波災害警戒区域 ◎事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上	(10)国土保全	農村振興局 整備部防災課	03-6744-2199
防災重点農業用ため池の改修工事をしたい	ため池の堤体や洪水吐き	農林水産省	農村地域防災減災事業	防災重点農業用 ため池緊急整備事業	都道府県 市町村 土地改良区 農業協同組合 その他都道府県知事が適当と認めるもの	1/2 等（緊急性が高いもの等は55％に嵩上げ）	◎農振法に規定する農用地域域内（その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するためを行うもの、地すべり等防止法に基づき実施するものについては、農用地域域外も可） ◎農村地域防災減災総合計画（都道府県）または農村地域防災減災推進計画（市町村）に位置付けられた事業であること ◎防災重点農業用ため池であること	(9)農林水産	農村振興局 整備部防災課	03-6744-2210

（１）防災施設を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
農業集落の浸水対策として、雨水排水施設を整備したい	雨水排水施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0％等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備１工種以上かつ全体で２工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は５ha以上） （４）５法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50％以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50％以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1／2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること 等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農業集落内で防災施設を整備したい	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0％等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備１工種以上かつ全体で２工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は５ha以上） （４）５法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50％以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50％以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1／2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること 等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 (施設・設備等)	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
避難所となる公共施設に 太陽光発電設備や蓄電池 を導入したい	公共施設の設備	環境省	二酸化炭素排出 抑制対策事業費 等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を 同時実現する公 共施設への自 立・分散型エネ ルギー設備等導 入推進事業	都道府県 指定都市	1/3 ※詳細設計等業務 は1/2、ただし上 限500万円/件	◎公共施設であること ◎次のいずれかに該当すること ・地域防災計画への位置付けがある施設 ・BCP計画により災害発生時に業務を維持すべき施設 ◎導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件 を満たす設備であること ・導入した施設で自家消費すること ・災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確 保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること ◎耐震性を有する建築物であること ◎ハザードマップに該当しない施設であること（ただし、浸水被害危 険性地域、土砂災害警戒区域等である場合には、発災時にも設備を稼 働させるための措置を講じることにより対象） ◎CO2削減が図れるものであること ◎再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基 準等を遵守すること ◎FIT 制度又はFIP制度による売電を行わないこと ◎国土強靱化地域計画が策定されていること	(4)エネ ル ギー	大臣官房 地域脱炭素 事業推進課	03-5521-8233
					市町村	1/2 等 ※詳細設計等業務 は1/2、ただし上 限500万円/件				
公立学校施設の屋内運動 場に空調設備を設置した い	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改 善交付金	大規模改造（空 調）事業	地方公共団体	1/2 ※上限7,000万円	◎設置対象の施設が断熱性を確保する・していること ◎施設整備計画に計上している工事全体の実工事費が400万円を超え ること	(2)住宅・都 市	大臣官房 文教施設企 画・防災部 施設助成課	03-6734-2466
防災拠点を形成したい	地域交流セン ター、防災公 園、防災倉庫等	国土交通省	防災・安全交付 金	都市再生整備計 画事業	市町村 市町村都市再 生協議会	40/100 等	◎防災拠点の形成を総合的に支援する都市再生整備計画事業（防災・ 安全交付金）は下記の要件をいずれも満たすこと ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられているこ と ・災害リスクの高い地域を含まない区域であること ・その他の要件を満たすこと（市街化区域等、市街化調整区域、非線 引き白地地域、都市計画区域外ごとに要件は異なる）	(2)住宅・都 市	市街地整備 課	03-5253-8413
					NPO法人等 （市町村から 間接補助）	市町村負担額の範 囲内かつ事業に要 する額の2/3				
防災公園を整備したい	防災公園	国土交通省	防災・安全交付 金	都市公園・緑地 等事業	地方公共団体	1/2 等（用地費は 1/3）	○公募設置管理制度を含むPPP/PFI制度の検討 ○原則として2ha以上 ○市町村事業の場合は、以下のいずれかに該当すること ・都市公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計 が 10 ㎡未満 ・DID 地域内における都市公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の 合計が5㎡未満 ◎整備する施設は、以下のすべてに該当すること ・防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営 方法が明記されていること ・大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して 適当な規模・仕様となる範囲までであること ・災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること	(2)住宅・都 市	都市局公園 緑地・景観 課	03-5253-8419

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 (施設・設備等)	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
避難路を整備したい	避難路	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2 等（用地費は1/3 等）	◎住民等の合意形成がなされた整備計画等に位置付けられていること ◎緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること ◎次のいずれかに該当する地区（当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む） ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・DID地区 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
避難場所を整備したい	指定緊急避難場所	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2 等（用地費は1/3 等）	◎指定緊急避難場所であること（指定することが確実である施設を含む） ◎地区防災計画等に位置付けられていること ◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること ◎次のいずれかに該当する地区（当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む） ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2				
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額				
避難場所に通信設備を整備したい	通信設備	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2 等（用地費は1/3 等）	◎指定緊急避難場所であること（指定することが確実である施設を含む） ◎地区防災計画等に位置付けられていること ◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能強化を図るために整備するものを含む） ◎次のいずれかに該当する地区（当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む） ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2				
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額				

（２）避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
避難場所に防災井戸を整 備したい	井戸	国土交通省	防災・安全交付 金	都市防災総合推 進事業	地方公共団体	1/2 等（用地費は 1/3 等）	◎指定緊急避難場所であること（指定することが確実である施設を含む） ◎地区防災計画等に位置付けられていること ◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能強化を図るために整備するものを含む） ◎次のいずれかに該当する地区（当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む） ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都 市	都市局都市 安全課	03-5253-8400
					地方公共団体 からの補助金 の交付を受け て事業を実施 する防災街区 整備推進機構	地方公共団体補助 額の1/2				
					地方公共団体 からの補助金 の交付を受け て事業を実施 する団体等	市町村負担額の 1/2等又は事業に 要する額の1/3の いずれか低い額				
退避壕・退避舎を整備した い	退避壕・退避舎	総務省 （消防庁）	消防防災施設整備 費補助金	—	地方公共団体	1/3 等	◎活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第16号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第3条第1項の規定により指定された火山災害警戒地域を有する地方公共団体が対象	(10)国土保全	防災課	03-5253-7525
津波避難施設を整備した い	津波避難施設	国土交通省	防災・安全交付 金	港湾事業（港湾 改修費業）	地方公共団体 及び港湾法第4 条第1項の規定 による港務局	1/3 等	◎地方公共団体等が行う事業（1件当たりの事業規模5億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあっては2億円以上、市町村が港湾管理者にあっては90百万以上のもの）	(8)交通・物 流	港湾局計画 課	03-5253-8668
防災機能を有した緑地を 整備したい	防災緑地	国土交通省	防災・安全交付 金	港湾事業（緑地 等施設整備事 業）	地方公共団体 及び港湾法第4 条第1項の規定 による港務局	5/10 等	◎震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とし、港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業	(8)交通・物 流	港湾局計画 課	03-5253-8668
漁港周辺で、漁業者等が 津波から迅速に避難する ための施設を整備したい	漁港の津波避難 施設	農林水産省 （水産庁）	浜の活力再生・ 成長促進交付金	水産業強化支援 事業（防災対策 関係事業）	都道府県、市 町村、水産業 協同組合、農 林漁業者等が 組織する団体	1/2 等	◎防災対策関係事業については、国土強靱化地域計画が策定された市町村 ◎災害に強い漁業地域づくり事業実施要領に基づく事業基本計画を策定した地区 ◎漁港漁場整備法に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 ◎漁業センサスの対象となる漁業集落 ◎資源管理の取組が行われている地域 ◎総事業費が500万円を超えること ◎1施設あたり国費上限3億円	(9)農林水産	漁港漁場整 備部 防災漁村課	03-6744-2392
農山漁村において、避難所 としても利用可能な農林水 産物販売施設、地域間交流 拠点等を整備したい	農林水産物直売 所、地域の交流施 設等	農林水産省	農山漁村振興交付 金	農山漁村発イノ ベーション整備 事業（定住促 進・交流対策 型） ※再掲：区分 （3）農山漁村 振興交付金の内 数	都道府県 市町村 農林漁業者等が 組織する団体 等	1/2 等	◎地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること ◎市街化区域（用途区域も含む）以外であること ◎農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること（漁港と一体的に発展した地域も可） 等	(9)農林水産	農村振興局 整備部 地域整備課	03-3501-0814

（２）避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
国立公園等の避難路・避難所等を改修したい	国立公園施設 国定公園等施設	環境省	自然環境整備交付金	国立公園整備事業 国定公園等整備事業	都道府県 市町村	国立公園整備事業：1/2 国定公園等整備事業：45/100	◎国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業であること ＜参考＞自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金について https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html	(11)環境	自然環境局 自然環境整備課	03-5521-8281

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
耐震性貯水槽を整備したい	耐震性貯水槽	総務省 （消防庁）	消防防災施設整備費補助金	—	地方公共団体	基準額の1/2以内	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること（下限額は事業主体により異なる）	(2)住宅・都市	消防・救急課	03-5253-7522
常備消防・緊急消防援助隊の強化のため消防車両・装備資機材を充実させたい	消防車両、装備資機材	総務省 （消防庁）	緊急消防援助隊設備整備費補助金	—	市町村（設備の種類により都道府県も実施可）	基準額の1/2 ※基準額は設備の種類により異なる	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること（下限額は事業主体により異なる）	(1)警察・消防等	消防・救急課	03-5253-7522
消防団の災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等を充実させたい	消防団の救助用資機材等	総務省 （消防庁）	消防団設備整備費補助金	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	地方公共団体	1/3 ※地方負担分に対して特別交付税措置あり	◎消防団の活動の用に供するものであること ○都道府県の場合は、消防学校で使用するものに限ること	(1)警察・消防等	地域防災室	03-5253-7561
標準仕様に準拠した消防指令システムを全国に普及したい	消防指令システム	総務省	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備	市町村 市町村の連携主体 承継事業者	1/2 等	◎次のいずれかに該当すること 「消防指令システムの標準仕様書の策定について（通知）」（令和6年3月27日付け消防情第94合）における資料種別S7に基づく指令システムの整備 ※ただし、指令制御装置の整備を伴う場合は資料種別S3及びS7に基づく整備に限る	(6)情報通信	消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室	03-5253-7526
備蓄倉庫を整備したい	備蓄倉庫	総務省 （消防庁）	消防防災施設整備費補助金	—	地方公共団体	基準額の1/2, 1/3以内	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること（下限額は事業主体により異なる）	(2)住宅・都市	防災課	03-5253-7525
災害廃棄物処理計画を策定したい	災害廃棄物処理計画	環境省	災害廃棄物処理計画策定事業費補助金	災害廃棄物処理計画の策定に係る事業	町村 一部事務組合 広域連合	10/10 上限600万円/件	◎日本海溝千島海溝地震特措法第3条における防災対策推進地域内の市町村（一部事務組合及び広域連合においては、防災対策推進地域内の町村が含まれているものに限る。）のうち以下の要件に該当する町村に限る ・財政力指数 0.5 以下 ・一般廃棄物処理実態調査結果における「災害廃棄物処理対策を主担当とする平時の体制人員」5名以下	(11)環境	環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	03-5521-8358

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
災害後の復旧復興の円滑化のため、事前に土地境界を明確化したい	地籍整備	国土交通省	地籍整備推進調査費補助金	—	地方公共団体	1/2以内	◎地域要件：人口集中地区又は都市計画区域(地籍調査等により既に不動産登記法第14条第１項で規定する地図が備え付けられている地域を除く) ◎面積要件：500㎡以上	(12)土地利用（国土利用）	政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室	03-5253-8384
					地方公共団体（国土調査法第19条６項に基づく代行申請）	定額				
					民間事業者等への間接補助	1/3以内 地方公共団体の補助する額の1/2が限度				
			地籍調査費負担金	—	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎第7次国土調査事業十箇年計画にて位置付けられた重点5分野の施策と連携する地籍調査	(12)土地利用（国土利用）	政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室	03-5253-8384
					土地改良区等	2/3				
			防災・安全交付金	社会資本整備円滑化地籍整備事業（関連事業）	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する地籍調査で社会資本整備の円滑化に資するもの ◎対象とする基幹事業の要件は以下のとおり ・用地取得等を伴う基幹事業 ・災害のおそれのある地域において実施される基幹事業 ・都市開発等に資する基幹事業	(12)土地利用（国土利用）	政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室	03-5253-8384
					土地改良区等	2/3				
			社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	—	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎社会資本整備に関する事業と一体のものとして、当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり、かつ、社会資本整備の円滑化に資するものとする ◎社会資本整備事業を実施する者と協議の上で、社会資本整備円滑化地籍整備事業連携計画の作成が必要	(12)土地利用（国土利用）	政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室	03-5253-8384
					土地改良区等	2/3				

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
地域の持続可能な除排雪 体制を整備し、除排雪作 業中の死傷事故を防止し たい	地域安全克雪方 針の策定及び共 助による除排雪 体制の整備	国土交通省	豪雪地帯安全確 保緊急対策交付 金	地域安全克雪方 針策定事業	市町村	10/10（500万円 以内）	◎自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定であること ◎原則として、豪雪地帯の区域内で実施するものであること ◎地域における死傷事故の減少に寄与するものであること ◎事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること ◎事業の実施期間は３年以内	(10) 国土 保全	国土政策局 地方振興課	03-5253-8403
				安全克雪事業	道府県、市町 村	1/2	◎地域安全克雪方針策定事業に着手していること ◎地域安全克雪方針の策定に向けた試行的な取組（高齢者世帯等への除排雪経費の支援、地域の除排雪体制の整備のための支援、小型除雪機等の資機材の購入支援等）であること ◎原則として、豪雪地帯の区域内で実施するものであること ◎地域における死傷事故の減少に寄与するものであること ◎事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること ◎事業の実施期間は３年以内	(10) 国土 保全	国土政策局 地方振興課	03-5253-8403
停電時においても漁業生 産活動を継続したい	水産物保管施設 の非常用電源	農林水産省 （水産庁）	浜の活力再生・ 成長促進交付金	水産業強化支援 事業（防災対策 関係事業）	都道府県、市 町村、水産業 協同組合、農 林漁業者等が 組織する団体	1/2 等	◎防災対策関係事業については、国土強靱化地域計画が策定された市町村 ◎災害に強い漁業地域づくり事業実施要領に基づく事業基本計画を策定した地区 ◎漁港漁場整備法に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 ◎漁業センサスの対象となる漁業集落 ◎資源管理の取組が行われている地域 ◎総事業費が500万円を超えること ◎1施設あたり国費上限3億円	(9)農林水産	漁港漁場整 備部 防災漁村課	03-6744-2392
バイオマスプラントの再生 可能エネルギーを利用し て、災害時対応用のスマー トフォン充電設備等を整備 したい	バイオマスプラント、充電設備等等	農林水産省	みどりの食料シス テム戦略推進交付 金	持続可能なエネ ルギー導入・環 境負荷低減活動 のための基盤強 化対策	地方公共団体 民間団体等	1/2以内 上限３億円	◎地域のバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資すること ◎副産物（熱・残渣・CO2等）を有効活用すること ◎大規模停電等発生時に、地域住民、公共施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給できる施設を整備し、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること	(4)エネルギー	環境バイオマ ス政策課	03-6738-6479

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
「田んぼダム」に取り組み たい	田んぼダム	農林水産省	農地耕作条件改善 事業	—	地方公共団体、 土地改良区、 JA、農業者団 体等	定額、1/2等	◎総事業費が200万円以上 ◎受益者（農業者）が2者以上 ◎次の全てに該当するもの 等 ・「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている ・受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ・次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること ・流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・ 公表される見込みの水系で実施する区域 ・治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込み の水系で実施する区域 ・地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたも の又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの	(9)農林水産	農村振興局 整備部 農地資源課	03-6744-2208
			多面的機能支払交 付金	—	活動組織、広域 活動組織	定額	◎実施要件： 資源向上支払（共同）において、非農業者の参画が必要 等 ◎加算措置の要件 次の全てに該当するもの ・資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で 「田んぼダム」を実施 ・市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等（流域治水プロジェクトの 計画等に「田んぼダム」の設置が位置付けられている地域は策定不要） ■交付額：2,400円／10a（都府県）、1,920円／10a（北海道） ■加算措置：400円／10a（都府県）、320円／10a（北海道）	(9)農林水産	農村振興局 整備部 農地資源課	03-6744-2197
農業集落内で防火施設を整 備したい	防火施設（消火 栓、防火水槽、防 火林等）	農林水産省	中山間地域農業農 村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0%等	◎次の全てに該当するもの （1）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施 設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （2）農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 （3）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を 整備する場合は5ha以上） （4）5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用 地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局整 備部地域整備 課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備 交付金	農村集落基盤再 編・整備事業	県、市町村等	1／2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としてい ること 等	(9)農林水産	農村振興局整 備部地域整備 課	03-6744-2200

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
農業集落内で防災情報伝達 施設を整備したい	防災行政無線等	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0％等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備１工種以上かつ全体で２工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は５ha以上） （４）５法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50％以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50％以上を占める地域 ◎土地改良施設等の遠隔監視システム整備に附帯するもの	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1／2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること ◎土地改良施設等の遠隔監視システム整備に附帯するもの等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農山漁村コミュニティを活性化したい	農林水産物加工・販売施設、地域の活動拠点等	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村振興交付金	民間団体、地域協議会、都道府県、市町村等	定額、１／２等	◎農山漁村振興推進計画の作成	(9)農林水産	農村振興局農村政策部農村計画課	03-6744-2493
農業、農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地域における共同活動を継続的に実施したい	農地、水路、農道等	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	—	農業者等	定額	◎中山間地域等内の傾斜区分等を満たす農用地 等 ◎協定に基づき５年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等であること （※農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4等）を交付します。）	(9)農林水産	地域整備課	03-3501-8359
森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて森林病害虫等による被害を抑制したい	森林病害虫等の被害防除	農林水産省	森林病害虫等防除事業費補助金	森林病害虫等被害対策事業	都道府県市町村等	1/2等	◎都道府県知事による事業計画の作成及び周知徹底 ◎松くい虫被害対策以外については、一定の事業規模	(9)農林水産	林野庁研究指導課森林保護対策室	03-3502-1063
森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林等の森林整備を実施したい	造林、間伐等	農林水産省	森林整備事業	森林環境保全直接支援事業 等	都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等	3/10	◎１施行地の面積が0.1ha 以上であること。 ◎山地災害危険地区等のうち特に優先度の高い地域で実施するもの又は流域治水の取組と連携して行うもの。	(9)農林水産	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップを作成したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	水害リスク情報整備推進事業	地方公共団体	1/3等	◎周辺に住宅、要配慮者利用施設等の防護対象がある全ての１級、２級河川 ◎ハザードマップの作成に関しては洪水浸水想定区域の範囲内で都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。 ○河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成するものであって、本業務で作成した洪水ハザードマップ等を活用した防災訓練等を作成した翌年度までに実施見込みであること	(10)国土保全	河川環境課水防企画室	03-5253-8460
河川情報を提供するための情報基盤を整備したい	衛星通信設備	国土交通省	防災・安全交付金	総合流域防災事業（情報基盤整備事業）	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川及び二級河川 ◎河川等の情報収集・提供等を行うシステムで、総事業費３億以上 ◎都道府県全体の河川等情報基盤総合整備全体計画を策定	(10)国土保全	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111 （内線35583）
内水浸水想定区域図を作成したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業（内水浸水想定区域図の作成）	地方公共団体	1/2	◎浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成であること	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
内水ハザードマップの作成や、計測機器の設置などの避難行動に資する情報・基盤整備をしたい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業（避難行動等に資する情報・基盤整備）	地方公共団体	1/2	◎次のいずれかに該当する事業が対象 ・住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成 ・内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や降雨等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
雨水総合管理計画を策定したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業（雨水総合管理計画の策定）	地方公共団体	1/2	◎地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定が対象	(10)国土保全	下水道事業課	03-5253-8430
津波災害（特別）警戒区域図やハザードマップを作成したい	ハザードマップ等	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸管理者	1/2	◎以下のいずれかと併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。 （津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）なお、以下の事業は、津波・危機管理対策緊急事業の交付対象事業の要件（大規模な地震による津波災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸又は期望平均満潮位以下の防護区域を有し高潮災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸において、総事業費が５千万円以上（都道府県）、２千５百万円以上（市町村）等）を満たすものとする。 ・水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等 ・堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等 ・整備、排水工の整備 ・津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 ・津波防災ステーションの整備 ・避難対策としての管理用通路の整備 ・避難用通路の設置（堤防スロープ等） ・漂流物防止施設の整備	(10)国土保全	【津波ハザードマップに関すること】 水防企画室 【上記以外】 （農林水産省） 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 （国土交通省） 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 （整備部防災課） 03-6744-2199 （水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課） 03-3502-5304 【国土交通省】 （水防企画室） 03-5253-8460 （海岸室） 03-5253-8471 （港湾局） 03-5253-8688

（３）災害対応力を強化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
高潮浸水想定区域図やハ ザードマップを作成したい	ハザードマップ等	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備 交付金 防災・安全交付金	津波・高潮危機 管理対策緊急事 業	海岸管理者	1/2	◎以下のいずれかと併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。 （津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）なお、以下の事業は、津波・危機管理対策緊急事業の交付対象事業の要件（大規模な地震による津波災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸又は朔望平均満潮位以下の防護区域を有し高潮災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸において、総事業費が5千万円以上（都道府県）、2千5百万円以上（市町村）等）を満たすものとする。 ・水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等 ・堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備 ・津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 ・津波防災ステーションの整備 ・避難対策としての管理用通路の整備 ・避難用通路の設置（堤防スロープ等） ・漂流物防止施設の整備	(10)国土保全	【津波ハザードマップに関すること】 水防企画室 【上記以外】 （農林水産省） 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 （国土交通省） 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 （整備部防災課） 03-6744-2199 （水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課） 03-3502-5304 【国土交通省】 （水防企画室） 03-5253-8460 （海岸室） 03-5253-8471 （港湾局） 03-5253-8688
漂流・漂着物等による交通 インフラへの支障等を防止 するため漂流・漂着物等の 回収・処理等をしたい	漂流・漂着物等の 回収・処理	環境省	地域環境保全対策 費補助金	海岸漂着物等地 域対策推進事業	地方公共団体	7/10～9/10 等	◎美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条に基づく地域計画の作成	(11)環境	水・大気環境 局海洋環境課	03-5521-9025

（４）交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
災害に強い多重型道路 ネットワークを形成したい	道路	国土交通省	防災・安全交付 金	道路事業	地方公共団体 （土地区画整 理事業・市街 地再開発事業 等の施行者へ の間接補助も 可能）	5/10 等	◎一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕等に 関する事業 等	(8)交通・物 流	道路局環境 安全・防災 課	03-5253-8495
			地域連携道路事 業費補助	—	地方公共団体	5.5/10 等	◎広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた高規格道路の整備 等	(8)交通・物 流	道路局環境 安全・防災 課	03-5253-8495
緊急輸送道路沿いの老朽 建築物を更新したい	緊急輸送道路沿 道建築物の耐震 化	国土交通省	地域防災拠点建 築物整備緊急促 進事業	建築物耐震対策 緊急促進事業	地方公共団体	耐震改修等に要す る費用の1/3以内 の額	○「耐震改修」、「除却」については、以下の要件を満たすこと ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修、建替えの結果、地震に対して安全な構造となること （除却する場合を除く） ○「建替え」については、以下の要件を満たすこと ・建替えの結果、地震に対して安全な構造となること ・建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1 項に規定する土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊 危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域）外に存すること ・建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合するこ と ・地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物 は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においては ZEB水準に適合すること ◎次のいずれかに該当する建築物等であること ・通行障害既存耐震不適格建築物 ・そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路、 避難路又は避難地の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路、 避難路又は避難地の幅員の1／2に相当する距離を加えたものを超える住宅 ◎緊急輸送道路が、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等 を連絡する道路又は市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路であ ること ◎構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物 等であること 詳しい要件については、交付要綱にてご確認願います。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html	(2)住宅・都 市	住宅局市街 地建築課市 街地住宅整 備室	03－5253－ 8517
					民間事業者	耐震改修等に要す る費用の1/3又は 地方公共団体が補 助する額の1/2の いずれか低い額				

（４）交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
災害時に避難経路として 活用できるよう、駅周辺 の歩行空間を整備したい	駅前広場やデッ キ等の駅前空間	国土交通省	防災・安全交付 金	市街地整備事業 （都市・地域交 通戦略推進事 業）	地方公共団体 （民間事業者 等への間接補 助も可能）	1/3 等	◎次のいずれかに該当する地域 ・立地適正化計画における拠点 ・バリアフリー法の重点整備地区 ・歴まち法の重点区域 ・踏切道改良計画に定められた区域 ・総合交通戦略を策定している区域 ◎全体事業費が1億円以上	(2)住宅・都 市	都市局街路 交通施設課	03-5253-8417
					地方公共団体 からの補助金 の交付を受け て事業を実施 する民間事業 者等	市町村負担額の 1/2かつ事業に要 する額の1/3 等				
地域経済や防災力を高め る道路ネットワークを構 築したい	広域農道、林 道、市町村道	内閣府	デジタル田園都 市国家構想交付 金（地方創生推 進タイプ「地方 創生整備推進 型」	地方創生道整備 推進交付金事業	都道府県 市町村	1/2 等	◎地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要 ※市町村道、広域農道、林道の2つ以上の施設を連携して一体的に整 備することにより、地域再生を図る【「地域再生計画の手引き」抜 粋】	(8)交通・物 流	地方創生推 進事務局	03-5510-2456
農道の整備をしたい	農道	農林水産省	農山漁村地域整備 交付金	農地整備事業 （通作条件整 備）	都道府県 市町村	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ○通作条件整備計画を策定しており、受益面積が50ha以上かつ車道幅員が おおむね4.5m以上であって、総事業費50百万円以上 等 ○個別施設計画を策定しており、受益面積の合計が50ha以上であって、総 事業費の合計が30百万円以上 等	(9)農林水産	農村振興局 整備部 地域整備課	03-6744-2200
			農村整備事業	農道・集落道整 備事業	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 等	◎農村インフラ整備計画の策定 ○個別施設計画が策定されており、受益面積が50ha以上かつ車道幅員おお むね4m以上であって、総事業費がおおむね30百万円以上 ○地域防災計画に指定されている道路、当該道路に接続するなど避難、救 護活動等への影響が大きいもの、主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人 命、財産等への影響が大きいもの、又は再編・集約を行うものであって、 総事業費が800百万円以上 ○農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成 が確実と見込まれ、総事業費が30百万円以上	(9)農林水産	農村振興局 整備部 地域整備課	03-6744-2200
			中山間地域農業農 村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0% 等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施 設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を 整備する場合は5ha以上） （４）5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用 地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局 整備部 地域整備課	03-6744-2200

（４）交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
林道の開設・改良や林道橋 等の老朽化対策をしたい	林道、林道橋等	農林水産省	森林整備事業	林道整備事業	都道府県 市町村	45／100 50／100 30／100 等	◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 1 km 以上であること。 ○事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道であること。	(9)農林水産	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
			農山漁村地域整備 交付金	森林整備事業のうち育成林整備事業 等	都道府県 市町村	45／100 50／100 30／100 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 1 km 以上であること。	(9)農林水産	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
災害発生後に経済活動を機能不全に陥らせないため、海上輸送拠点を整備したい	港湾（耐震強化岸壁）	内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ「地方創生整備推進型」	地方創生港整備推進交付金事業	都道府県 市町村 一部事務組合 港務局	4/10 等	◎地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要 ※隣接・近接する港湾施設と漁港を連携して一体的に整備することにより、地域再生を図る【「地域再生計画の手引き」抜粋】	(8)交通・物流	地方創生推進事務局	03-5510-2456

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
狭あい道路の解消（拡幅等整備）を促進したい	狭あい道路	国土交通省	防災・安全交付金	住環境整備事業（狭あい道路整備等促進事業）	地方公共団体（民間団体等への間接補助も可能）	1/2	※以下は「狭あい道路整備等促進事業」のうち「狭あい道路拡幅等整備事業」に係る主な要件 ◎地方公共団体が定める狭あい道路拡幅等整備促進計画に基づき行われる事業であること ◎整備の対象の道路が建築基準法第42条第2項若しくは第3項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものであること	(2)住宅・都市	住宅局市街地建築課	03-5253-8515
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する民間団体等	補助対象事業費の1/3又は地方公共団体負担額の1/2のいずれか低い額				
密集住宅地を解消したい	土地区画整理事業	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業（都市再生区画整理事業）	都道府県市町村土地区画整理組合等	1/3又は1/2	【一般地区（国費率：1/3）】 ◎施行面積 × 指定容積率／100 ≥ 2.0ha ◎直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区（重点地区はDID内） ◎市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ ◎施行前の公共用地率が15%未満（幹線道路等を除く） 【重点地区（国費率：1/2）】 ○一般地区の要件に加えて老朽住宅棟数等の一定の要件を満たす密集市街地の解消に資する事業等	(2)住宅・都市	都市局市街地整備課	03-5253-8413
密集市街地内の老朽建築物の建て替えを促進したい	密集市街地に係る建替等	国土交通省	社会資本整備総合交付金	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」に係る主な要件 ◎必要事項を記載した住宅市街地整備計画に基づき行われる事業であること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、各公金等の交付要綱にてご確認願います https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html	(2)住宅・都市	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03－5253－8517
			住宅市街地総合整備事業補助金	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」に係る主な要件 ◎必要事項を記載した住宅市街地整備計画に基づき行われる事業であること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、各公金等の交付要綱にてご確認願います。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html	(2)住宅・都市	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03－5253－8517
				密集市街地総合防災事業	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「密集市街地総合防災事業」に係る主な要件 ◎密集市街地総合防災協議会を設置し、密集市街地総合防災計画に基づき実施すること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、交付要綱にてご確認願います https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html	(2)住宅・都市	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03－5253－8517

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
公営住宅を耐震化したい	公営住宅	国土交通省	防災・安全交付金	地域住宅計画に基づく事業	地方公共団体 地域住宅協議会	1/2 等	◎地域住宅計画を作成し、社会資本整備総合計画に記載	(2)住宅・都市	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506
危険な空き家の除却を促進したい	空き家	国土交通省	住宅市街地総合整備事業費補助	空き家対策総合支援事業	地方公共団体	1/2	◎空き家対策総合実施計画の作成 ◎除却事業については、次のいずれかに該当すること ・特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む） ・不良住宅（※１）の除却 ・雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた若しくは見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却 ・上記以外の空き家で、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却（※２） ※１ 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 ※２ 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外	(2)住宅・都市	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	03-5253-8508
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する地方住宅供給公社、民間事業者等	市町村負担額の1/2かつ事業に要する額の1/3 等				
災害の危険性がある区域に存在する住宅を移転したい	住宅	国土交通省	社会資本整備総合等	がけ近近接等危険住宅移転事業	地方公共団体	1/2	（１）対象地区要件 ◎次のいずれかに該当する地区が対象 ・地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項） ・地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条） ・都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条） ・土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条） ・都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項） ・地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4） ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条） （２）対象住宅要件 ◎次のいずれかに該当する住宅が対象 ・既存不適格住宅※ ※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅 ・建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅 ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る	(2)住宅・都市	住宅局建築指導課 建築物事故調査・防災対策室	03-5253-8514

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
災害が発生した地域や災害のおそれのある区域の集落について、集団移転を行いたい	住宅	国土交通省	防災集団移転促進事業費補助金	防災集団移転促進事業	地方公共団体	3/4 等	◎自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域 ^{（※1）} ◎5戸以上 ^{（※2）} かつ移転しようとする住居の数の半数以上の戸数が集団移転 ※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 ※2 以下の災害ハザードエリア以外からの移転については10戸以上浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
宅地の液状化による変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい	宅地の液状化対策	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業（宅地耐震化推進事業（宅地の液状化による変動予測調査））	地方公共団体、宅地所有者等	1/3 等	◎主に宅地の用に供され、大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものであること	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8401
宅地の液状化対策工事を推進させたい	宅地の液状化対策	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業（宅地耐震化推進事業（宅地液状化防止事業））	地方公共団体、宅地所有者等	1/4 等	◎以下の要件に該当すること ・宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう）に被害が発生するおそれのあるもの ・変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの ・公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8401
大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい	大規模盛土造成地の安全対策	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業（宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地の変動予測調査））	地方公共団体、宅地所有者等	1/3 等	◎盛土規制法（旧宅造法）に基づく勧告又は造成宅地防災区域の指定を行うための調査であること	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8401
大規模盛土造成地の対策工事を推進させたい	大規模盛土造成地の安全対策	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業（宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業））	地方公共団体、宅地所有者等	1/4 等	◎以下の要件に該当する地区で行われること ・盛土規制法（旧宅造法）に基づく勧告又は造成宅地防災区域の指定がなされた区域であること ・地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の団地であって、盛土面積3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上、勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上又は盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）のいずれかに該当すること ・滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8401

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
エレベーターの地震対策 をしたい	エレベーター	国土交通省	社会資本整備総 合交付金	住宅・建築物安全 ストック形成 事業 （エレベーター の防災対策改修 に関する事業）	地方公共団体	エレベーターの防 災対策改修に要す る費用（エレベーター の防災対策改修に 係る工事費に23.0% を乗じて得た額とする） の1/2 ※上限あり	◎次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修であること ・三大都市圏 ・人口5万人以上の市 ・耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域 ◎次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられるエレベーターであること ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物 ・延べ面積が1000m2（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500m2）以上の住宅・建築物 ・長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物 ◎エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること ○リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修（リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く）がすべて実施されていること 参考： https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf	(2)住宅・都市	住宅局参事官（建築企画担当）付	03-5253-8126
					民間事業者	エレベーターの防 災対策改修に要す る費用の1/2又は 地方公共団体が補 助する額の1/2の いずれか低い額 ※上限あり				
			地域防災拠点建 築物整備緊急促 進事業	建築物耐震対策 緊急促進事業 （避難場所等の エレベーターの 防災対策改修に 関する事業）	地方公共団体	エレベーターの防 災対策改修に要す る費用（エレベーター の防災対策改修に 係る工事費に23.0% を乗じて得た額とする） の1/2 ※上限あり	◎次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修であること ・三大都市圏 ・人口5万人以上の市 ・耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域 ◎次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられるエレベーターであること ・地方公共団体と協定を結んだ帰宅困難者又は避難者の受入を行う一時滞在施設 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物 ・延べ面積が1000m2（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500m2）以上の住宅・建築物 ・長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物 ◎エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること 参考： https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf	(2)住宅・都市	住宅局参事官（建築企画担当）付	03-5253-8126
					民間事業者	エレベーターの防 災対策改修に要す る費用の1/2又は 地方公共団体が補 助する額の1/2の いずれか低い額 ※上限あり				

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
学校施設の非構造部材を耐震化したい	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	防災機能強化事業	地方公共団体	1/3 ※上限2億円	◎施設整備計画に計上している工事全体の実工事費が400万円を超えること	(2)住宅・都市	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	03-6734-2466
保育所等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の耐震化整備事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局保育政策課 成育局参事官（事業調整担当）付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の水害対策強化事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局保育政策課 成育局参事官（事業調整担当）付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	園保育所等の非常用自家発電設備整備事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局保育政策課 成育局参事官（事業調整担当）付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	児童養護施設等のブロック塀等改修事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局保育政策課 成育局参事官（事業調整担当）付	03-6858-0043 03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の耐震化整備事業	都道府県または市町村	1/2等（児童厚生施設は1/3）	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の水害対策強化事業	都道府県または市町村	1/2等（児童厚生施設は1/3）	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の非常用自家発電設備整備事業	都道府県または市町村	1/2等（児童厚生施設は1/3）	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等のブロック塀等改修事業	都道府県または市町村	1/2等（児童厚生施設は1/3）	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	成育局参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286
高齢者施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化）	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
高齢者施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業）	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
高齢者施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業（自家発）	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	老健局高齢者支援課	03-3595-2888

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
高齢者施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等のブロック塀改修支援事業	都道府県市町村	【負担割合】 国：1/2 自治体：1/2 事業者：1/4	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
障害者支援施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の耐震化整備事業	都道府県指定都市中核市	【負担割合】 国：1/2 自治体：1/4 事業者：1/4	◎建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の水害対策強化事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国：1/2 自治体：1/4 事業者：1/4	◎洪水浸水想定区域等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の非常用自家発電設備整備事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国：1/2 自治体：1/4 事業者：1/4	◎災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等のブロック塀等改修事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国：1/2 自治体：1/4 事業者：1/4	◎安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策及びブロック塀等対策）をしたい	隣保館	厚生労働省	地方改善施設整備費補助金	地方改善施設整備費（国土強靱化分）	市町村	【間接補助】 国 1/2、府県1/4、市町村1/4 【直接補助】 国 1/2、政令市・中核市1/2	◎隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備及び倒壊の恐れがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合に補助する	(3)保健医療・福祉	社会・援護局地域福祉課	03-3595-2615
浄化槽の設置を促進したい	浄化槽	環境省	循環型社会形成推進交付金	浄化槽設置整備事業	市町村	対象事業費の1/2又は1/3	◎市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置等を行う者に対し、設置等に要する費用を助成 ◎建物を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるもの及び災害に伴い必要となったものについて助成の対象 ◎下水道事業計画区域以外の地域、 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域 等	(11)環境	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	03-5501-3155
公共浄化槽等を整備したい	浄化槽	環境省	循環型社会形成推進交付金	公共浄化槽等整備推進事業	市町村	対象事業費の1/2又は1/3	◎地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成 ◎下水道事業計画区域以外の地域	(11)環境	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	03-5501-3155

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
ケーブルテレビの耐災害性を強化するため、光化したい	ケーブルテレビネットワークの光化	総務省	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	市町村 市町村の連携主体 承継事業者	1/2 等	◎次のいずれにも該当すること ・地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村 ・離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域のいずれかに該当する市町村 ・財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域 ◎交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件あたり100万円をそれぞれ下限とする	(6)情報通信	情報流通行政局 地域放送推進室	03-5253-5808
					第三セクター法人 承継事業者	1/3				
災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備・更新をしたい	一般廃棄物処理施設	環境省	循環型社会形成推進交付金	一般廃棄物処理施設整備事業	市町村等	1/3 等	◎循環型社会形成推進地域計画又は一般廃棄物処理計画に掲げられた事業であること ○人口5万人以上又は面積400㎢以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 ◎別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること ○交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること 等	(11)環境	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337
卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい	卸売市場施設の防災・減災のための整備	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金	卸売市場の防災・減災対策	地方公共団体等	4/10、1/3	◎以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。 a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。 b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。 c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靱化地域計画に、当該事業が位置づけられていること。 d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。	(9)農林水産	食品流通課卸売市場室	03-6744-2059
農業集落内の道路を整備したい	農業集落道	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体（県、市町村）	55.0% 等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は 5 ha以上） （４）5 法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1／2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること 等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200

（５）生活空間を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
農業集落内の公共施設を耐 震化したい	農業集落内の公共 施設	農林水産省	中山間地域農業農 村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0％ 等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施 設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を 整備する場合は 5 ha以上） （４）5 法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50％以上かつ農用 地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50％以上を占める地域 ◎農林水産省所管の補助事業等で整備された施設	(9)農林水産	農村振興局整 備部地域整備 課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備 交付金	農村集落基盤再 編・整備事業	県、市町村等	1／2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としてい ること 等 ◎農林水産省所管の補助事業等で整備された施設	(9)農林水産	農村振興局整 備部地域整備 課	03-6744-2200
農業用ハウスに対する近年 激甚化する風水害等の自然 災害への対策を強化したい	ハウスの補強、災 害復旧の取組実証 等	農林水産省	園芸産地における 事業継続強化対策	—	都道府県、市町 村、農業者の組 織する団体等	都道府県：定額 市町村、農業者の 組織する団体：定 額、1/2	◎都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であるこ と。 ○「既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全て を満たすこと。 ・事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備の取組を併せて実 施していること ・個々の経営体で事業継続計画を策定すること ・取組対象者は収入保険への積極的な加入に努めること ・対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること	（９）農林水 産 ^⑮	農産局園芸作 物課	03-3593-6496
野生鳥獣の侵入防止柵を 整備して農地を保全した い	農地の侵入防止 柵、生息状況調 査	農林水産省	鳥獣被害防止総 合対策交付金	鳥獣被害防止総 合支援事業	地方公共団体 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 試験研究機関 狩猟者団体等 関係機関 集落の代表者 等で構成され る組織又は団 体	1/2 等	◎被害防止計画の作成 ◎有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組実施 ◎受益戸数3戸以上 ◎施設の耐用年数が一定年数を超えるもの ◎当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが 見込まれること	(9)農林水産	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・ 農村環境課 鳥獣対策室	03-3591-4958

（６）文化財を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
国宝・重要文化財建造物の保存修理を行いたい	国宝、重要文化財等	文部科学省 （文化庁）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2 等	◎重要文化財の管理又は修理、及び公開であること ○保存活用計画を策定していること	(2)住宅・都市	文化資源活用課	075-451-9681
国宝・重要文化財建造物の耐震診断をしたい	国宝、重要文化財等	文部科学省 （文化庁）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（耐震診断）	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2 等	◎重要文化財の管理又は修理、及び公開であること	(2)住宅・都市	文化資源活用課	075-451-9681
国宝・重要文化財建造物の防災施設や設備を整備したい	国宝・重要文化財建造物の防災施設	文部科学省 （文化庁）	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2 等	◎重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の管理であること	(2)住宅・都市	文化資源活用課	075-451-9673
伝建地区の防災対策を行いたい	重要伝統建造物群保存地区	文部科学省 （文化庁）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	伝統的建造物群基盤強化事業等可	市町村（所有者等に対する間接補助も可）	1/2 等	◎重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧及び公開活用であること	(2)住宅・都市	文化資源活用課	075-451-9681
史跡の保全対策をしたい	石垣等の史跡	文部科学省 （文化庁）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	史跡等の所有者 文化財保護法の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人 文化庁長官が適当と認める団体	1/2 等	◎文化財保護法により指定又は文化審議会文化財分科会において早急に指定すべきものとして方針が示された史跡、名勝又は天然記念物の整備等であること ○保存活用計画を策定していること	(2)住宅・都市	文化資源活用課	075-451-9681

（６）文化財を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
土器等の遺跡出土品の保存対策、保存修理を行いたい	遺跡出土品（国宝、重要文化財等）	文部科学省（文化庁）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2 等	◎重要文化財の管理又は修理であること	(2)住宅・都市	文化財第一課	075-451-9708

（7）長寿命化を図りたい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
老朽化した学校施設を長 寿命化したい	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改 善交付金	長寿命化改良事 業（長寿命化事 業・予防改修事 業）	地方公共団体	1/3 等	〔長寿命化事業〕 ◎交付決定年度において建築後40年以上経過する・したもの ◎今後30年以上使用する予定のもの ◎構造体の劣化状況等について調査し、事業概要に定める〔必ず実施 する工事〕を要すると学校設置者が判断するもの 〔予防改修事業〕 ◎交付決定年度において建築後20年以上40年未満であるもの 等 ◎個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づくもの	(2)住宅・都 市	大臣官房 文教施設企 画・防災部 施設助成課	03-6734-2466
農業水利施設の補修・更新 を行いたい	農業水利施設（排 水路の改修等）	農林水産省	水利施設等保全高 度化事業	水利施設整備事 業	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 等	◎農振法に規定する農用地区域内（同一の用排水系統に属する農用地区域 以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益 とせざるを得ない場合等については、農用地区域外も可） ○受益面積がおおむね200ha、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの 等	(9)農林水産	農村振興局 整備部 水資源課	03-3502-6246
小規模な農業水利施設のき め細かな補修・更新を行 いたい	農業水利施設（排 水路の改修等）	農林水産省	農業水路等長寿命 化・防災減災事業	長寿命化対策	都道府県 市町村 土地改良区そ 他の農業者が組 織する団体	1/2 等	◎農振法に規定する農用地区域、生産緑地 等 ◎長寿命化・防災減災計画の作成 ◎総事業費200万円以上 ◎受益者数2者以上 ◎工事期間原則3年(ため池の場合は5年)以内	(9)農林水産	農村振興局 整備部 水資源課	03-3502-6246
国立公園施設の長寿命化 を図りたい	国立公園施設	環境省	環境保全施設整 備交付金	国立公園整備事 業	都道府県 市町村	1/2	◎国立公園の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する環境 保全施設整備計画に基づく長寿命化を主目的とする整備事業であるこ と ＜参考＞自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金について https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html	(11)環境	自然環境局 自然環境整 備課	03-5521-8281
林道の開設・改良や林道橋 等の老朽化対策をしたい	林道、林道橋等	農林水産省	森林整備事業	林道整備事業	都道府県 市町村	45／100 50／100 30／100 等	◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、か つ、全体計画延長がおおむね 1 km 以上であること。 ○事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計 画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けら れる林道であること。	(9)農林水産	林野庁森林整 備部整備課	03-6744-2303
			農山漁村地域整備 交付金	森林整備事業の うち育成林整備 事業 等	都道府県 市町村	45／100 50／100 30／100 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、か つ、全体計画延長がおおむね 1 km 以上であること。	(9)農林水産	林野庁森林整 備部整備課	03-6744-2303
卸売市場が災害時にも食料 の安定供給が可能となるよ う、老朽施設の更新や災害 対応施設の整備をしたい	卸売市場施設の防 災・減災のための 整備	農林水産省	強い農業づくり総 合支援交付金	卸売市場の防 災・減災対策	地方公共団体等	4/10 1/3	◎以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。 a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が 構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場 又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。 b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整 備であること。 c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強 靱化地域計画に、当該事業が位置づけられていること。 d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮 食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保するこ と。	(9)農林水産	食品流通課卸 売市場室	03-6744-2059

(8) 上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 (施設・設備等)	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
水道施設を耐震化したい	水道	国土交通省	防災・安全交付 金	基幹水道構造物 の耐震化事業	地方公共団体	1/4 1/3 等	◎資本単価が、水道事業にあっては90円／㎡以上、水道用水供給事業 にあっては70円／㎡以上であること ◎地震、湧水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、 又は今後そのおそれがある地域等における事業であること 等	(10)国土保 全	水道事業課	03-5253-8819
				水道管路緊急改 善事業	地方公共団体	1/3 等	○1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知 する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高 ／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であ ること ○1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知す る平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低 い上水道事業者であること 等	(10)国土保 全	水道事業課	03-5253-8819
水道施設の土砂災害対 策、停電対策、浸水被害 対策をしたい	水道	国土交通省	水道水源開発等 施設整備費補助 金	水道施設機能維 持整備費	地方公共団体	1/4 1/3	◎資本単価が、水道事業にあっては90円／㎡以上、水道用水供給事業 にあっては70円／㎡以上であること 等	(10)国土保 全	水道事業課	03-5253-8819
下水道施設を耐震化した い	下水道	国土交通省	防災・安全交付 金	下水道総合地震 対策事業	地方公共団体	1/2 等	◎下水道総合地震対策計画（社会資本整備総合計画に記載）に位置付 けられた事業であること ◎次のいずれかに該当すること ア DID 地域を有する都市 イ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 ウ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に 基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対 策推進地域 オ 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域 カ 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域 キ 地震による下水道施設被害があった地域（災害復旧事業終了後5 年以内に完了する事業に限る）	(10)国土保 全	下水道事業 課	03-5253-8430
下水道施設を計画的に改 築するため、ストックマ ネジメント計画を策定し たい	下水道	国土交通省	防災・安全交付 金	下水道ストック マネジメント支 援制度	地方公共団体	1/2 等	◎施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基 づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定事業であること	(10)国土保 全	下水道事業 課	03-5253-8430
下水道施設の老朽化対策 をしたい	下水道	国土交通省	防災・安全交付 金	下水道ストック マネジメント支 援制度	地方公共団体	1/2 等	◎下水道ストックマネジメント計画（社会資本整備総合計画に記載） に位置付けられた事業であること ◎「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築である こと	(10)国土保 全	下水道事業 課	03-5253-8430

（８）上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のために やりたいこと	整備内容の例 （施設・設備等）	支援内容						基本計画 個別施策 分野	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金 名称	交付対象事業 名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件		担当課	連絡先
営農飲雑用水施設を耐震化 したい	営農飲雑用水施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0% 等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備１工種以上かつ全体で２工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は５ha以上） （４）５法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域 ◎受益戸数概ね10戸以上、末端受益２戸以上 ◎用途は営農雑用水を主体とすること	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること ◎受益戸数概ね10戸以上、末端受益２戸以上 ◎用途は営農雑用水を主体とすること 等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農村整備事業	営農飲雑用水施設整備事業 強靱化型	都道府県、市町村、土地改良区 その他農業者等が 組織する団体等	1/2 等	◎農業農村整備事業等農林水産省所管事業により営農飲雑用水施設として造成された施設であること。 ◎末端受益２戸以上 ◎個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。 （１）給水戸数がおおむね 50 戸以上であるもの （２）土砂災害警戒区域内にあるもの （３）給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの （４）施設の再編・集約を行うもの	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
営農飲雑用水施設や農業集落排水施設に遠隔監視システムを整備したい	遠隔監視システム	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体 （県、市町村）	55.0% 等	◎次の全てに該当するもの （１）農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 （２）農業生産基盤整備１工種以上かつ全体で２工種以上実施 （３）農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は５ha以上） （４）５法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域（これと一体的に整備する区域を含む。）を対象としていること 等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農業集落排水施設を耐震化 したい	農業集落排水	農林水産省	・農山漁村地域整備交付金 ・農村整備事業	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業） 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）	都道府県、市町村等	1/2 等	・受益戸数20戸以上（末端受益戸数２戸以上） ・改築に要する額が200万円以上 ・当該施設に係る個別施設計画（最適整備構想）が策定済み ・供用開始から７年以上経過	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2209

緊急防災・減災事業債について

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、令和6年度については、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）を計上。

1. 対象事業 【地方単独事業（(6)を除く）】

（下線部分が令和6年度地方財政対策での拡充部分）

（1）大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 （※1）については、社会福祉法人・学校法人への補助金債を含む） ○消防団拠点施設等 ○防災資機材等備蓄施設 ○災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー） ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段（※1） ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（浸水対策のための施設整備（電源設備等の嵩上げ、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）を含む）（※1） ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所等、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等）（※1） ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）（耐震化が未実施の施設の建替えに伴う当該施設の整備を含む） ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等） ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎等における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等） ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 ○消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送ドローンを含む）	（3）浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設 ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転
（2）大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築 ○消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新 ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム	（4）消防広域化事業等 ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センター、訓練施設、消防用車両等（はしご自動車、化学消防車等）の整備 （5）地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化 ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 （原則として一部改築又は増改築を対象とするが、消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象） （6）特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※2）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業 （※2）防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金及び奄美群島振興交付金 （※）(1)～(5)の事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業は、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り対象

2. 財政措置

（1）地方債の充当率 100% （2）交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度～令和7年度 4. 事業費 5,000億円（令和6年度）

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業

※事業費 4,000億円（令和6年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面对策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（**充当率100%**）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急浚渫推進事業

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、地方団体が、緊急的かつ集中的に、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）に取り組み、危険箇所を解消することが重要
- このため、令和2年度から令和6年度まで、地方団体が単独事業として行う緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を講じている（地方財政法を改正）

1. 対象事業

地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫（地方単独事業）

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
- ※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

1,100億円（令和6年度）

（過去の計画額：令和2年度 900億円、令和3年度 1,100億円、令和4年度 1,100億円、令和5年度 1,100億円）

【事業イメージ(河川の浚渫)】

（浚渫前）



（浚渫後）

